

## 愛知県障害者自立支援協議会設置要綱

### (目的)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、愛知県における障害者等の相談支援体制等に関する協議を行うために、愛知県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内における関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること。
- (2) 各圏域の障害者等の支援体制に係る課題整理と、社会資源の開発、改善に関すること。
- (3) 市町村の障害者等相談支援体制に関すること。
- (4) 障害者等相談支援従事者の人材育成に関すること
- (5) 専門的分野における支援方策について情報及び知見を共有・普及すること。
- (6) 障害福祉計画の作成、変更及び進捗状況に係ること。
- (7) 本協議会で協議した事項のうち、県の施策として検討すべき事項を愛知県障害者施策審議会に提言すること。
- (8) その他協議会において必要と認めること。

### (構成員)

第3 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が指名する。

- (1) 障害者相談支援事業に従事する者
- (2) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 雇用・教育機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の議事をつかさどる。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5 協議会に個別課題を協議するため専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名する。

(会議録)

第6 協議会の議事について会議録を作成し、会長が内容を確認するものとする。

- 2 会議録は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合、当該部分については非公開とする。
- 3 会議録の保存期間は5年間とする。

(会議の公開)

第7 協議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、福祉局障害福祉課が行う。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。